

Lモードサービス契約約款の廃止

(平成22年3月24日西企営第180号)

実施 平成22年4月1日

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成22年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この約款実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、この約款実施の日において、なお従前のおりとしします。